

平成23年度予算要求の回答 (その②)

6 農業を守り発展させるために(5)～(6)、7 防災対策の充実を(1)～(6)、8 市民本位の行財政改革を進め、市民に開かれた市政を(1)～(2)です。

6 農業を守り発展させるために

(5) 農業継承のために、後継者支援を行うこと。また、相続税の見直しを行うよう国に要望すること。

厚木市青空クラブや厚木市農協青壮年部など農業後継者団体の活動を引き続き支援してまいります。

(農業振興課)

(6) 農業関係者と協力し、国に対してTPPに参加しないように求めること。

経済連携と農業振興の観点から国民的議論の中で慎重に対応すべき問題であり、現在、国において農業再生を国家戦略と位置付け、持続可能な力強い農業を育てるための方策を検討中であることから、これらの動向に注視してまいりたいと考えています。

(農業振興課)

7 防災対策の充実を

(1) 不特定多数の人が利用する大型店、雑居ビル等の防災対策の点検を定期的に行い、安全性を確保すること。

不特定多数の人が利用する大型店、雑居ビルにつきましては、定期的に立入検査を実施しているほか、他都市等で死傷者を出すような大きな被害が発生した場合には、市内の類似施設の緊急立入検査などを実施し、安全性の確保に努めています。

今後につきましては、防火対象物の安全性を確保するため、引き続き定期的な立入検査などを実施し、



防火安全対策の徹底を図ってまいります。(予防課)

(2) マンション等、共同住宅に対する耐震診断の助成、改修工事への融資制度を創設すること。

厚木市における共同住宅の現状の耐震化率の推計値は、90%を超えております。一方で戸建て住宅の耐震化率は約70%と低く、木造戸建て住宅の耐震化が課題となっており、現在、木造住宅の耐震改修促進事業を展開し、その促進に努めているところです。なお、分譲マンション等の耐震診断及び耐震改修の補助や融資制度につきましては、耐震化率等の現状に応じて、その必要性を研究してまいりたいと考えております。

(建築指導課)

(3) 自治会への防災対策の助成充実とあわせて、個人の防災対策への援助・啓発をはかること。

「自分たちのまちは、自分たちで守る」という防災対策の基本精神に立ち、市民との協働による災害に強いまちづくりに向け、引き続き自治会(自主防災隊)が取り組む防災訓練など、様々な地域防災活動への助成・支援を行い、組織の活性化と充実を図ってまいります。

また、危険ブロック塀等防災工事や木造住宅の耐震診断・耐震改修工事等に対する補助制度について活用の促進を図るとともに、防災講習会等の開催やパンフレットの配布等を通じ、防災意識の啓発に努めてまいります。

(防災対策課)

(4) 住宅用火災警報器について周知を徹底し、期限内に設置できるよう助成の拡大を行うこと。

住宅用火災警報器につきましては、設置期限が平成23年5月末日となっていることから、さらに各種広報媒体による広報や消防

職員等による個別訪問などを実施し、設置促進を図ってまいります。

設置に係る助成につきましては、高齢者の安心と安全の確保を図るため、火災発生時に逃げ遅れの危険度の高いひとり暮らし老人登録者等を対象に、平成21年度から無償で設置を行っており、平成22年度は、ひとり暮らし老人登録者等のほか、75歳以上の高齢者のみの世帯(ひとり暮らし高齢者を含む)を対象を広げて実施しております。

また、住宅用火災警報器未設置の障害者のみの世帯に直接通知をし、希望者に無償で火災警報器1台を設置いたしました。が、平成23年度につきましても、同様に設置事業を進めていく予定となっております。

(予防課、高齢福祉課、障害福祉課)

(5) 学校給食施設を災害時に活用できるよう、早期に対応すること。

学校給食施設を災害時に活用することにつきましては、現在、関係機関等と調整を図り、平成23年4月をめどに活用できるよう進めているところです。

(保健給食課)

(6) 防災訓練について、より多くの市民が参加できるようメニューを工夫すること。

厚木市におきましては、大規模災害に備え、自主防災隊や企業を始め、関係団体等と連携し、地域の特性をいかした実践的な防災訓練を実施しています。

今後におきましては、訓練内容の一層の充実を図り、幅広い市民に参加いただけるメニューを自主防災隊と調整し、引き続きあらゆる角度から地域防災力の向上に取り組んでまいります。

(防災対策課)



民に開かれた市政を

(1) 財政支出は、市民要望を尊重し、地域経済活性化に役立つ生活・福祉重視で行うこと。

自治会長と市長とのまちづくりフリートーク、子育てコミュニティークなどを通じて市民ニーズを把握し、地域経済活性化や市民サービスの向上に努めるとともに、市民の「暮らし」を守るための財政支出に努めてまいります。

(財政課)

(2) 受益者負担に名を借りた、下水道料金等公共料金の値上げを行わないこと。

厚木市の下水道使用料は、過去3年ごとに、策定期間の有収水量等の予測や物価、人件費等を見直しして使用料対象経費を積算し、今後における健全な財政運営を図るために見直しをしています。

今年度の見直しでは、平成23年度から平成25年度までの期間内の維持管理について算定したところ、経費、人員の削減を行った結果、市民負担を強いることなく、現行の使用料で事業運営が可能であると判断し、平成23年度の下水道使用料を据置くといたしました。

また、受益者負担の今後の在り方につきましては、統一的な基準づくりに向けた検討を進めてまいりたいと考えています。

(下水道総務課)



満開の馬酔木の花(緑ヶ丘公民館)